

令和5年度第4回多良木町議会(9月定例会議)

招 集 年 月 日	令和5年9月5日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和5年9月5日		午前10時00分	
開 閉 宣 告	散	会	令和5年9月5日		午後1時54分	
応招 (不応招)	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
議員及び出席	1	○	宇佐 信行	6	○	久保田 武治
欠席議員	2	○	坂口 幸法	7	○	豊永 好人
○ 出席	3	○	林田 俊策	8	○	猪原 清
× 欠席	4	○	魚住 憲一	9	○	落合 健治
△ 不応招	5	○	源嶋 たまみ	10	○	前田 文
会議録署名議員	3番		林 田 俊 策	7番		豊 永 好 人
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	浅 川 英 司	議 事 参 事	山 本 美 和		
説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名		
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎	生涯学習課長	黒 木 庄 一 朗		
	副 町 長	日 田 雅 仁	生涯学習課			
	教 育 長	佐 藤 邦 壽	住民ほけん課長	竹 下 政 孝		
	会 計 管 理 者	木 下 孝 二	住民ほけん課	佐 藤 愛 子		
	総 務 課 長	岡 本 雅 博	福 祉 課 長	新 堀 英 治		
	総 務 課		福 祉 課			
	企画観光課長	林 田 浩 之	建 設 課 長	林 田 裕 一		
	企画観光課		建 設 課			
	危機管理防災課長	椎 葉 純	農林整備課長	水 田 寛 明		
	危機管理防災課		農林整備課			
	税 務 課 長	東 健 一 郎	産 業 振 興 課 長	小 林 昭 洋		
	農委事務局長	魚 住 雅 彦	産 業 振 興 課	那 須 隆 二		

会 議 に 付 し た 事 件

報告第10号	令和4年度多良木町一般会計継続費の精算報告について
報告第11号	令和4年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について
議案第10号	令和5年度多良木中学校施設解体工事請負契約の締結について
議案第11号	多良木町ふれあい交流センターえびすの湯設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第12号	令和5年度多良木町一般会計補正予算（第2号）
議案第13号	令和5年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
議案第14号	令和5年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第15号	令和5年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第16号	令和4年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
議案第17号	令和4年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第18号	令和4年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
議案第19号	令和4年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について
議案第20号	令和4年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第21号	令和4年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第22号	令和4年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第23号	令和4年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(宇佐信行君) ただいまの出席議員は 10 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

ただいまから、令和 5 年度第 4 回多良木町議会(9 月定例会議)を開きます。

これから本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告を求めます。

9 番落合健治議員。

○9 番(落合健治君) おはようございます。議会運営委員長の報告をいたします。

令和 5 年 8 月 30 日及び本日 9 月 5 日、委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、付議事件について執行部の説明を求め、令和 5 年度第 4 回多良木町議会(9 月定例会議)の会期、議事日程及び議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項等について、審議をいたしました。

会議日程については、本日 9 月 5 日から 9 月 13 日までとし、議事日程につきましては、会議日程及び議事日程表のとおりといたします。

本日は、日程第 3、報告第 10 号及び日程第 4、報告第 11 号について報告を受けたあと、日程第 5、議案第 10 号から日程第 18、議案第 23 号については議案説明のみを行い、審議・採決については、9 月 11 日をお願いいたします。

9 月 11 日、12 日及び 13 日は一般質問を行います。今回、6 名の方より通告がっております。配付データのと通りの順番で行います。

請願・陳情につきましては、今回、2 件の提出がございましたが、全て議長預かりといたしました。

9 月 13 日、議会最終日の日程第 2、同意第 2 号の人事案件につきましては、起立による表決といたします。

本定例会議より、地球温暖化対策及び節電への取り組みの一環として、クールビズ実施期間中に限り、議員及び説明員は今までのノーネクタイに加え、ノー上着で出席可能としております。また、議場への出席者のマスク着用を議長が許可しております。

以上、慎重審議をいたしましたので、報告をいたします。

なお、詳細につきまして不明な点は、私か事務局長にお尋ねください。以上で報告を終わります。

○議長(宇佐信行君) それでは、会議日程及び議事日程につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおりとし、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、配付しておきました日程表のとおり議事を進めてまいります。

日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

○議長(宇佐信行君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。多良木町議会会議規則第 126 条の規定により、3 番林田俊策議員、7 番豊永好人議員の両名を指名いたします。

日程第 2 「諸般の報告及び行政報告」

○議長(宇佐信行君) 次に、日程第 2、諸般の報告及び行政報告を行います。

議長としての報告事項は、配付しております報告書のとおりでございます。詳細につきましては、後でお尋ねになれば説明をいたします。

私からの報告は以上で終わります。

なお、配付しておりますとおり、多良木町監査委員から地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、令和 4 年度の 5 月分、令和 5 年度 5 月分、6 月分、7 月分の例月出納検査の結果報告書及び地方自治法第 199 条第 9 項の規定により令和 4 年度財政援助団体等の監査結果報告書が議会に提出されておりますので、報告をいたします。

次に、一部事務組合等の報告をお願いいたします。

公立多良木病院企業団、8 番猪原清議員。

○8 番（猪原 清君） それでは、令和 5 年第 2 回球磨郡公立多良木病院企業団議会臨時会の報告をいたします。

令和 5 年第 2 回臨時会は、6 月 8 日木曜日に招集、会期を 1 日とし、午後 5 時に開会、5 時 54 分に閉会されました。

今回の臨時会は、統一地方選後初めての議会ということで、改選に伴い、新たに多良木町より 5 名、水上村より 2 名の議員が当病院企業団議員に選出されました。

また、改選による議長欠員に伴う議長選挙につきましては、あさぎり町選出の難波文美議員が指名推薦により指名されました。また、難波文美議員の副議長辞任に伴い欠員しておりました副議長選挙につきましては、湯前町選出の遠坂道太議員が指名推薦により指名されました。議会運営委員会においては、委員長に多良木町の林田俊策議員、委員に多良木町の魚住憲一議員、湯前町の倉本豊議員、水上村の荒嶽晋議員が選任されました。

追加日程につきましては、監査委員の選任同意について慎重に審議しました。監査委員の選任同意におきましては、前任の議会選出監査委員の任期満了に伴うもので、あさぎり町選出の小谷節雄議員を選任し、原案どおり議会にて同意されました。

以上、第 2 回臨時会の報告を終わります。

続きまして令和 5 年第 3 回球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会の報告をいたします。

令和 5 年第 3 回定例会は 8 月 29 日火曜日に招集、会期を 1 日とし、午前 10 時に開会、休憩等をはさみ午後 3 時 20 分に閉会されました。一般質問が 4 件、専決処分の承認が 1 件及び議案が 2 件、認定が 5 件、いずれも原案どおり可決されました。

承認第 1 号につきましては、専決処分の承認について（令和 5 年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計補正予算（第 1 号））です。詳細は記載のとおりです。

議案第 18 号、令和 5 年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業補正予算（第 2 号）につきまして審議しました。詳細は記載のとおりです。

議案第 19 号、令和 5 年度球磨郡公立多良木病院企業団上球磨地域包括支援センター特別会計補正予算（第 1 号）。内容、詳細は記載のとおりです。

次、決算認定に関して認定第 1 号、令和 4 年度球磨郡公立多良木病院企業団事業、介護老人保健施設事業、総合健診センター事業会計収入支出利益の処分及び決算の認定について。詳細は記載のとおりです。

認定第 2 号、令和 4 年度球磨郡公立多良木病院企業団上球磨地域包括支援センター特別会計歳入歳出決算の認定について。

承認第 3 号、令和 4 年度球磨郡公立多良木病院企業団病児病後児保育特別会計歳入歳出決算の認定。

認定第 4 号、令和 4 年度水上村立古屋敷診療所特別会計歳入歳出決算の認定。

認定第 5 号、令和 4 年度槻木診療所特別会計歳入歳出決算の認定。いずれも詳細は記載のとおりです。全員一致で可決されました。

一般質問では、多良木町選出の猪原から球磨郡公立病院企業団規約第 14 条第 2 項について、球磨郡公立多良木病院企業団規約附則（経費の支弁方法の特例）について、職員の接遇

向上策について、職員の健康管理とハラスメント対策について、マイナンバーカード保険証の個人情報保護策について。あさぎり町選出の小見田議員から経営強化プランの進捗状況と課題について。多良木町選出の久保田議員からコロナ対応の現状と対策について、マイナンバー保険証について。湯前町選出の遠坂議員から看護師の働き方改革について執行部を質しました。

以上、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を終わります。

○議長（宇佐信行君） 次に、人吉球磨広域行政組合、2番坂口幸法議員。

○2番（坂口幸法君） それでは、令和5年度第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告をいたします。

令和5年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会が令和5年8月25日午後2時から開催されました。

日程第1、会議録署名議員の指名で、10番椎葉弘樹議員、11番西靖邦議員が指名されました。

日程第2、会期の決定は、会期は本日1日限りと決定されました。

日程第3、行政報告では、令和5年第1回定例議会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

日程第4、議案第10号、令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第1号）、日程第5、認定第1号、令和4年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、この2件を一括して理事会代表理事から提案理由の説明を受け、日程第4、議案第10号について執行部から補足説明を受けた後、質疑・採決を行い、原案のとおり可決されました。

今回は一般質問はありませんでした。

日程第5、認定第1号では、会計管理者から決算書の補足説明及び代表監査委員から決算審査意見書の報告を受けた後、追加日程第1、令和4年度決算特別委員会の設置についての日程を追加し、委員8名を選出した後、令和4年度決算特別委員会が設置され、決算の認定について同委員会に付託されました。同委員会には、川上紗智子議員（人吉市）、宮崎保議員（人吉市）、源嶋たまみ議員（多良木町）、椎葉弘樹議員（湯前町）、杉野久志議員（水上村）、田山淳士議員（五木村）、中村龍喜議員（山江村）、永椎樹一郎議員（球磨村）が指名されました。第1回特別委員会が開催され、委員長に田山淳士議員、副委員長に川上紗智子議員が互選されました。

日程第6、委員会の閉会中の継続調査及び審査については、議会運営委員会委員長及び令和4年度決算特別委員長から申出書が出され、申出のとおり了承されました。最後に閉会前に、10月改選の五木村木下丈二村長から挨拶がありました。以上をもって議会を閉会しております。

以上で人吉球磨広域行政組合定例議会の報告を終わります。この点で皆さんに不明な点、分からない点がございましたら、私か源嶋議員が広域行政の議員ですので、申出があれば説明いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。終わります。

○議長（宇佐信行君） これで諸般の報告を終わります。

次に、町長及び教育長から行政報告の申出がっておりますが、配付しております報告書のとおりということでございます。詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたしますということでございます。これで行政報告を終わります。

それでは、ここで町長の提案理由の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬 浩一郎君） それでは私の方から、令和5年度第4回多良木町議会（9月定例会議）の提案理由についてご説明をさせていただきます。

今回、審議をお願いいたします案件は、まず報告といたしまして、令和4年度多良木町一般会計継続費の精算報告及び令和4年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告の報告が2件でございます。

それから条例等の議案といたしまして、令和5年度多良木中学校施設解体工事請負契約の締結が1件、それから多良木町ふれあい交流センターえびすの湯設置及び管理に関する条例の一部改正が1件でございます。

令和5年度の補正予算といたしましては、一般会計、特別会計合わせまして4件を上程をさせていただきます。

令和4年度の決算認定が一般会計、特別会計合わせまして8件でございます。

人事案件といたしまして、任期満了に伴います教育委員会委員の任命が1件。以上、全部で17件でございます。

詳細につきましては、担当課長の方からご説明いたしますので、全議案ともご可決いただきますようお願いいたします。私からの提案理由のご説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第3 「報告第10号」 令和4年度多良木町一般会計継続費の精算報告について

○議長（宇佐信行君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

それでは、日程第3、報告第10号、令和4年度多良木町一般会計継続費の精算報告についてを議題といたします。

報告を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本雅博君） おはようございます。それでは、報告第10号、令和4年度多良木町一般会計継続費の精算報告につきましてご説明申し上げます。

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を調製したので、次のとおり報告するものでございます。

次のページに精算報告書の一覧を掲示させていただきます。

なお、説明は議案説明資料を用いて説明をさせていただきます。そちらの方をお開きください。精算報告書の抜粋をあげております。

款の3、民生費、項の1、社会福祉費、事業名が住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費でございます。年度につきましては、令和3年度と令和4年度の2か年度分でございます。

実績でございますが、支出済額合計1億2,991万6,393円でございます。この財源内訳につきましては、全額国県支出金となっております。全体計画年割額が1億3,534万8,000円でございます。差額でございますが、543万1,607円の減となっております。

この理由でございますが、計画時では1,320世帯ございました。実績といたしまして1,260世帯、60世帯の減となっております。また、そのほか事務費の増額ということでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（宇佐信行君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第10号、令和4年度多良木町一般会計継続費の精算報告についての報告を終わります。

日程第4 「報告第11号」 令和4年度財政健全化判断比率及び公営企業会計
資金不足比率の報告について

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第4、報告第11号、令和4年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本雅博君） それでは議案をお開きください。報告第11号、令和4年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率を監査委員の審査に付したので、別紙意見書を付けて次のとおり報告するものでございます。

説明につきましては、議案説明資料を用いて説明を申し上げます。2ページの方に説明資料を添付しております。

健全化判断比率でございますけれども、比率につきましては実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4種類となっております。早期健全化基準、財政再生基準につきましては、それぞれ政令で定められました数値以上になりますと財政健全化計画や財政再生計画の義務づけ、また起債の制限措置などがとられることになっております。

本町の令和4年度の比率でございますけれども、実質赤字比率、連結赤字比率につきましては該当ございません。

実質公債費比率8.5%でございます。令和3年度と比較いたしますと0.7%上昇しているような状況でございます。これにつきましては、防災無線のデジタル化による元利償還金の開始というものがございましたので、その分で増ということになっております。

将来負担比率につきましては該当はありません。いずれも基準以下の比率となっていることを報告させていただきます。

次に資金不足比率でございますが、上水道事業会計、下水道事業特別会計ともに資金不足はございませんので、資金不足比率は該当しないということになっております。

この報告におきましては、財政的には健全な状態であるということが伺えると思います。

以上で説明を終わります。

○議長（宇佐信行君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第11号、令和4年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告についての報告を終わります。

これから上程します日程第5、議案第10号から日程第18、議案第23号までの議案については、本日は説明のみを行っていただき、7日目の9月11日に審議・採決をお願いしたいと思います。

また、これから先のタブレット操作は、シェアモードでお願いいたします。

日程第5 「議案第10号」 令和5年度多良木中学校施設解体工事請負契約の
締結について

○議長（宇佐信行君） それでは、日程第5、議案第10号、令和5年度多良木中学校施設解体工事請負契約の締結について説明を求めます。

黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一朗君） 議案第 10 号、令和 5 年度多良木中学校施設解体工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

令和 5 年度多良木中学校施設解体工事について、下記のとおり請負契約を締結するものとするものでございます。

1、契約の目的、令和 5 年度多良木中学校施設解体工事、2、契約の方法、条件付一般競争入札、3、契約の総額、2 億 350 万円、うち取引に係る消費税額 1,850 万円、4、契約の相手方、熊本県球磨郡多良木町大字多良木 144 番地 1、味岡建設株式会社 代表取締役 味岡俊彦、5、支出科目、款、教育費、項、中学校費、目、中学校校舎改築事業費、節、工事請負費。

提案理由につきましては、本契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページに開札調書を付けております。開札日時、令和 5 年 8 月の 9 日午前 9 時 2 分、2、工事番号、5 建工第 9 号、3、工事場所、熊本県球磨郡多良木町大字多良木字門田地内、4、工事名、令和 5 年度多良木中学校施設解体工事。

なお、開札結果につきましては、下表のとおりでございます。業者名一行目の味岡建設株式会社様が第 1 回入札におきまして、1 億 8,500 万円で落札でございます。

工期につきましては、本契約成立日の翌日から令和 6 年 3 月の 8 日まででございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 6 「議案第 11 号」 多良木町ふれあい交流センターえびすの湯設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第 6、議案第 11 号、多良木町ふれあい交流センターえびすの湯設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君） それでは議案は 7 ページになります。

議案第 11 号、多良木町ふれあい交流センターえびすの湯設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

説明につきましては、議案説明資料の方で説明いたしますので、そちらをお開きください。議案説明資料の 3 ページになります。

主な内容でございますが、えびすの湯の入館料について高騰した電気料の増額相当分を料金に転嫁するため、既存の条例の一部を改正するものです。

まず改正に至った背景につきましてご説明いたします。令和 4 年度歳入歳出決算でえびすの湯に関しまして、約 5,270 万円もの行政コストを要する結果となりました。当施設は地下から汲み上げた冷水を電気温水装置で加温しているため、電気使用量が多く、その電気料金が前年度と比べ、約 720 万円増加したことが行政コストが膨らんだ主な要因としてあげられます。これまでも経費削減や入館者数を増やす努力を重ねてきたものの、社会情勢の変化に伴う電気料金高騰によるコスト上昇を抑えることができませんでした。

なお、令和 5 年 4 月には電気料金のさらなる値上げが実施されています。一方で、現在のえびすの湯の入館料は、平成 14 年 4 月に改定して以来、20 年ほど料金を据え置いており、近隣町村の温泉施設利用料金と比較したところ、最も低い料金体系であります。そこで持続可能な行財政の観点からしますと、えびすの湯の経営を継続していくためには、少なくとも

電気料金の増額相当分を入館料に転嫁するという措置をとらざるを得ない状況に至りました。

続きまして一部改正の内容につきましてご説明いたします。1 点目でございますが、第 7 条第 1 項に別表に定めるを追加し、同条第 3 項を削ることで、別表に掲げる額を消費税及び地方消費税を含む額に改めるものです。

次に 2 点目でございますが、別表は次のように改めます。表の左から区分、改正後の額、改正前の額となり、全て消費税込みの額になっております。

次に、大人の入館料 300 円を 450 円に。65 歳以上、要介護認定者 200 円を 300 円にと、1.5 倍を基準に、以下の 2 か月利用券まで料金を増額させています。なお、表の上から 7 行目になります。小人の回数券の行でございますが、こちらは大人回数券に合わせる形で、13 回分を 12 回分に変更しております。また今度は表の下から 3 行目、2 か月券につきましてでございますが、改正前が 3 か月券でした。そこから 1 か月減らしております。これは 1 回当たりの購入金額をおさえ、利用者が購入しやすくしたものでございます。

次に、表の下から 2 行目です。家族風呂使用料についてでございますが、老朽化のため、5 年ほど前から使われておりませんでしたので、今回の改正で料金設定を廃止しております。

次に、表の一番下になります。特別休憩室使用料でございますが、部屋を利用する際の電力消費量にお湯を沸かすための電力が含まれておりませんので、上記までに今まで説明してきました基準の改定率 1.5 倍の 10 分の 1 である 1.15 倍の改定率でここだけは算出しております。

最後 3 点目になりますけれども、附則に令和 6 年 1 月 1 日から施行すると定めることで、料金改定の十分な周知期間を設けております。

今回の改正では、えびすの湯の営業を継続するために、利用者の方々に負担をお願いすることになりますので、ご理解いただけるよう周知に努めてまいります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

日程第 7 「議案第 12 号」 令和 5 年度多良木町一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第 7、議案第 12 号、令和 5 年度多良木町一般会計補正予算（第 2 号）について説明を求めます。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本雅博君） それでは、議案の方をお開きいただきたいと思います。11 ページでございます。議案第 12 号、令和 5 年度多良木町一般会計補正予算（第 2 号）でございます。

令和 5 年度多良木町の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるものでございます。

まず歳入歳出予算の補正といたしまして第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 578 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 75 億 8,152 万 9,000 円とするものでございます。

地方債の補正につきまして、第 2 条に規定をしているところでございます。

これから先は議案説明資料を用いて説明をさせていただきます。そちらの方をお開きください。議案説明資料の 4 ページでございます。

主な内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の追加によるものでございます。

まず第 2 表、地方債の補正といたしまして、起債の目的、臨時財政対策債、限度額が補正前が 2,197 万 2,000 円、補正後が 1,767 万 2,000 円、430 万円の減額となっております。これは発行可能額の算定結果によるものでございます。

次に、緊急防災・減災事業債でございますが、補正前が4,300万円、補正後が4,700万円、400万円の増となっております。消防団拠点施設等整備事業でございます。

災害復旧事業債、補正前が1億6,370万円、補正後が1億7,590万円、1,220万円の増でございます。これは公共土木施設災害復旧事業ということでございます。

次に、事項別明細書の主なものを申し上げます。まず歳入でございますが、款の14、項の2、目の1、節の1、総務費補助金で3,943万9,000円の増額でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,943万9,000円を追加するものでございます。推奨事業メニューといたしまして2点ございますが、1点目がLPガス使用世帯に対する支援といたしまして、6,000円の2,624世帯分と事務費でございます。これにつきましては、事業費の2分の1を国、残りの2分の1を県が助成することになっております。2番目が学校給食費に係る子育て世帯家計負担軽減事業でございます。小学校が411名、中学校が239名分に相当いたします。

次に、同じく目の3、節の1、保健衛生費補助金で100万7,000円でございます。新型コロナワクチンの追加接種に要する費用となっております。

款の15、項の2、目の1、節の5、物価高騰対応生活者支援県交付金でございます。946万7,000円でございます。先ほど国庫補助金のところでありましたとおり、LPガス使用世帯に対する支援分でございます。

同じく目の4、節の3、林業費県補助金で340万円の増額です。作業道荒水谷線の事業費の増額に相当するものでございます。

次に、款の18、項の1、目の1、基金繰入金、節の3、多良木町森林環境譲与税基金繰入金で120万円でございます。林地残材活用事業補助に充当をさせていただくものでございます。

次に同じく項の2、目の1、節の1、介護保険特別会計繰入金で1,091万2,000円の増額でございます。令和4年度決算に伴う繰入れとなっております。

款の19、項の1、目の1、節の1、繰越金2,527万8,000円です。今回補正の一般財源分として追加をするものでございます。

次に歳出でございますが、款の2、項の1、目の16、節の18、負担金補助及び交付金で622万8,000円の増額でございます。くま川鉄道経営安定化補助といたしまして補助するものでございます。

同じく目の21、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費でございます。4,890万8,000円の増額でございます。このうち節の10、需用費、賄い材料費といたしまして2,997万3,000円。学校給食費に係る子育て世帯家計負担軽減分でございます。

節の18、負担金補助及び交付金1,893万5,000円。LPガス使用世帯に対する支援分となっております。

次に款の3、項の2、目の1、児童福祉総務費315万7,000円の増額です。子ども子育て支援事業計画策定の委託料となっております。これは令和6年度から10年度までの5か年計画を策定するというものでございます。

款の4、項の1、目の2、予防費で62万6,000円。令和6年度から実施を予定しております後期高齢者人間ドックに対応するためのシステム改修分で56万8,000円が含まれております。

款の6、項の1、目の10、農地費、節の10、需用費で修繕料でございますが、200万円の増額です。黒肥地の八城迫地区のため池のしゅんせつに使用するものでございます。

同じく項の2、目の3、造林費、節の10、需用費、修繕料で120万円の増額。伐採の候補地につきまして、そのほとんどが作業道を修繕しないと通行できない状態にあるため、その修繕として充てるものでございます。

同じく目の7、森林環境譲与税事業費、節の18、負担金補助及び交付金で120万円。林地

残材活用事業補助で、主伐事業及び補助活用事業体の増加に伴うものでございます。

款の 9、項の 1、目の 3、消防施設費、節の 14、工事請負費で 400 万円の増額です。消防団拠点施設等整備工事で、物価高騰に伴う増額となっております。

款の 10、項の 1、目の 2、事務局費、節の 12、委託料で 649 万円。教育系ネットワークの強靱化に係る役場電算室内 UTM の更新に使用するものでございます。

同じく項の 2、目の 2、教育振興費、節の 19、扶助費で 108 万 8,000 円の減額でございます。学校給食費の実質無償化に伴いまして、保護者の負担が不要になるためでございます。

同じく項の 3、目の 2、教育振興費、節の 17、備品購入費で 110 万 4,000 円。中学校吹奏楽部の楽器でございまして、現在は他校から借用しているため今回、購入をさしていただきたいということでございます。

節の 19、扶助費で 71 万 7,000 円の減額です。学校給食費の実質無償化に伴う保護者負担が不要になるためでございます。

同じく目の 3、中学校校舎改築事業費、節の 12、委託料 115 万円の増額でございます。中学校施設解体工事監理業務委託でございます。

同じく項の 4、目の 5、施設管理費、節の 10、需用費、修繕料で 280 万 5,000 円の増額です。ファミリーパーク遊具につきまして、点検後の指摘による修繕が必要になったものでございます。スプリング遊具が 6 基、ターザンロープとなっております。

款の 11、項の 1、目の 2、林業用施設災害復旧費、節の 14、工事請負費で 500 万円の増額です。作業道荒水谷線測量設計委託成果をもとに工事費を積算したところ、数量及び単価の増額により予算額の不足が生じたため増額するものでございます。

同じく項の 2、目の 1、公共土木施設災害復旧費、節の 12、委託料で 690 万円の増額です。災害復旧に係る測量設計委託及び荒水線地滑り災害に係る用地測量業務の委託となっております。

末尾に給与費明細書、それから地方債の調書を添付しております。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 8 「議案第 13 号」 令和 5 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定） 補正予算（第 1 号）

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第 8、議案第 13 号、令和 5 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）について説明を求めます。

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君） それでは議案 36 ページになります。

議案第 13 号、令和 5 年度多良木町の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条で歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 190 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 8,648 万 9,000 円とするものです。

これからは、議案説明資料の方で説明させていただきます。ではページは 6 ページになります。

主な内容でございます。国民健康保険税、国民健康保険システム改修費用等の補正を行うものです。

事項別明細書の主なものをご説明いたします。まず歳入でございます。款の 1、項の 1、目の 1、一般被保険者国民健康保険税 1,073 万 3,000 円の減額でございます。これは本算定に伴う保険税収納見込みによる減額になりまして、本算定時におきまして 1,383 世帯、

2,198人が対象となるものです。

次に款の4、項の1、目の1、保険給付費等交付金187万4,000円の増額です。これは国民健康保険システム改修に対する補助でございます。歳出でもご説明いたします。

次に款の7、項の1、目の1、その他繰越金574万8,000円の増でございます。これは歳入減に伴う財源充当のため、繰越金を予算化するものです。

次に款の8、項の3、目の5、雑入500万6,000円の増です。これは診療報酬等過年度収入、令和4年度診療報酬精算に伴うものになります。

続きまして歳出になります。款の1、項の1、目の1、一般管理費187万5,000円の増です。これは節の12、委託料で、産前産後国民健康保険税免除措置に伴う国民健康保険システム改修の費用分になります。歳入でもご説明いたしました交付金187万4,000円は、こちらに充てられます。

次に款の6、項の2、目の1、特定健康診査事業費3万円の増です。節の4、共済費、会計年度任用職員2名分の共済費率の改定に伴い、不足分を増額するものです。

末尾に給与費明細書を添付しております。

以上で説明を終わります。

日程第9 「議案第14号」 令和5年度多良木町介護保険特別会計補正予算 (第3号)

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第9、議案第14号、令和5年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を求めます。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） それでは、議案第14号、令和5年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。ページは47ページでございます。

令和5年度多良木町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,125万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,808万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、議案説明資料でご説明申し上げます。ページは7ページでございます。

今回の主な補正の内容でございますが、令和4年度事業費確定に伴います国県等への精算分を追加しております。また、事務費の不足分を追加しております。補正予算の財源として一般会計からの繰入金及び繰越金を追加しております。

事項別明細書の主なものにつきましてご説明申し上げます。まず歳入でございますが、款の7、項の1、目の2、その他一般会計繰入金、節1、事務費繰入金26万5,000円の増。事務費補正に伴います財源分として追加しております。

款の8、項の1、目の1、繰越金、節1、繰越金3,099万3,000円を追加しております。補正予算の財源分として追加しております。補正後の予算化可能額は1億2,957万円でございます。

続きまして歳出の説明をいたします。款の1、項の1、目の1、一般管理費、節の3、職員手当等、超過勤務手当11万6,000円。款の1、項の2、目の1、賦課徴収費、節の3、職員手当等、超過勤務手当5万8,000円の増。いずれも今後の予算の支出を見込み、不足分を追加しております。

款の1、項の3、目の1、認定調査等費、節の10、需用費、修繕料9万1,000円の増。公

用自動車エアコン修繕に伴います追加でございます。

款の 5、項の 1、目の 1、第 1 号被保険者保険料還付金、節 22、償還金利子及び割引料、過誤納還付金 10 万 2,000 円の増。介護保険料過年度分所得更正等に伴います保険料還付分を追加しております。

款の 5、項の 1、目の 2、償還金、節の 22、償還金利子及び割引料、国県補助金等返納金 1,997 万 8,000 円の増。

款の 5、項の 2、目の 1、一般会計繰出金、節 27、繰出金 1,091 万 3,000 円の増。いずれも令和 4 年度事業費確定に伴います精算分を追加しております。

末尾に給与費明細書を添付しております。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 10 「議案第 15 号」 令和 5 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第 10、議案第 15 号、令和 5 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について説明を求めます。

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君） それでは議案の 58 ページになります。

議案第 15 号、令和 5 年度多良木町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条で歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 54 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,553 万 8,000 円とするものでございます。

これからは議案説明資料の方で説明させていただきます。議案説明資料の 8 ページになります。

主な内容でございますが、令和 4 年度分後期高齢者医療保険料等負担金確定に伴う補正を行うものでございます。

事項別明細書の主なものです。まず歳入でございますが、款の 4、項の 1、目の 1、繰越金 44 万 8,000 円の増額です。これは歳出予算の財源として予算化するものです。

次に款の 5、項の 2、目の 1、保険料還付金 10 万円の増です。これは保険料還付金、歳出還付分になりますが、を広域連合から納付されるもので、歳出と同額を計上するものです。

続きまして歳出になります。款の 2、項の 1、目の 1、後期高齢者医療広域連合納付金 44 万 8,000 円の増です。令和 4 年度後期高齢者医療保険料等負担金確定に伴う増額になります。

次に款の 4、項の 1、目の 1、保険料還付金 10 万円の増です。これは保険料還付支出予定額が増加したため補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（宇佐信行君） 一応、一時間が経過するようでございますので、ここで暫時休憩をいたしたいと思っております。

(午前 10 時 59 分休憩)

(午前 11 時 10 分開議)

日程第 11 「議案第 16 号」 令和 4 年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び 決算の認定について

○議長（宇佐信行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 11、議案第 16 号、令和 4 年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について説明を求めます。

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） それでは、議案第 16 号、ページが 65 ページになります。

議案第 16 号、令和 4 年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてご説明いたします。

1、地方公営企業法（以下「法」という。）第 32 条第 2 項の規定により、令和 4 年度多良木町上水道事業会計未処分利益剰余金 5,768 万 1,898 円のうち減債積立金取崩額 2,869 万 4,299 円を自己資本金に組入、当年度純利益 2,898 万 7,599 円を全額減債積立金に積立てるものとするものであります。

法第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度多良木町上水道事業会計決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

これから先は議案説明資料にて説明をさせていただきます。9 ページになります。

主な内容としましては、令和 4 年度末の給水戸数は 3,548 戸であり、前年度よりも 47 戸減少しております。給水人口が 8,814 人で、前年度より 55 名減少しております。そのほか配水量、給水量ともに減少傾向にございます。供給単価は 182.80 円で、前年度より 1.36 円上昇しております。給水原価は 148.64 円で、前年度より 2.3 円減少しております。

令和 4 年度未処分利益剰余金ですが、5,768 万 1,898 円で、このうち減債積立金取崩額が 2,869 万 4,299 円でございます。この減債積立金取崩額につきましては、この決算の承認を得た後に、自己資本金へ組入れる予定としております。

また、当年度純利益としまして 2,898 万 7,599 円につきましては、同じく承認の後には、減債積立金へ積立てる予定としております。

次に決算書の中身でございますが、1、決算書。こちら税込みとなります。まず収益的収入及び支出でございます。収入につきましては、収入合計 1 億 7,663 万 4,610 円でございます。前年より 570 万 1,971 円減少しております。これにつきましては、給水戸数の減少等による給水収益が減少したためと考えております。

次に支出でございます。支出合計 1 億 4,355 万 3,779 円。前年度より 758 万 7,522 円減少しております。主な要因としましては、ろ過池更生工事、管路更新工事等による除却処分によりまして、減価償却費が減少したためと考えております。

次に資本的収入及び支出。こちらも税込みです。まず収入ですが、収入合計 104 万 8,914 円でございます。前年より 179 万 4,086 円減少です。主な要因につきましては、令和 3 年度につきましては一般会計からの補助金を受入れて用地の取得をしております、その分の減少したものでございます。

次に支出です。支出合計 9,044 万 5,117 円でございます。前年よりも 305 万 9,252 円増加しております。こちらにつきましては、昨年度まで栖山浄水場のろ過池の更生工事を行っていましたが、このろ過池の更生工事の工事費が、その前の工事費よりもかなり増加しております、その分が影響しております。

決算書の備考欄記載の金額につきましては、決算額のうちの消費税額を掲載しております。決算書の欄外に記載しております資本的収入額が資本的支出額に不足する額 8,939 万 6,203 円につきましては、当年度損益勘定留保資金 6,070 万 1,904 円と減債積立金処分額、取崩額となりますが、2,869 万 4,299 円で補てんしております。

次に損益計算書になります。こちらにつきましては税抜で掲載しております。営業利益としましては 1,892 万 9,763 円でございます。前年よりも 82 万 5,465 円増加しております。主な要因としましては、減価償却費の減少と考えております。

次に経常利益でございますが、2,898 万 7,599 円でございます。前年より 117 万 3,928

円増加しております。要因としましては、営業外費用の支払利息、企業債償還の減少によるものです。当年度純利益としまして2,898万7,599円でございます。

その次に、その他未処分利益剰余金変動費としまして、減債積立金取崩額2,869万4,299円を計上しております。こちらは前年よりも1,094万8,329円増加となっております。

損益計算書の最後になりますが、当年度未処分利益剰余金、こちらにつきましては当年度純利益とその他未処分利益剰余金変動費を合わせた額となりますが、5,768万1,898円でございます。前年よりも1,212万2,257円増加となっております。要因としましては、資本的収入及び支出の収支不足額補てんに係る減債積立金取崩額の増加となっております。

次のページ、10ページでございます。3の剰余金計算書、こちらとも税抜となっておりますが、表中の中段行に、決算書の方でございますが、処分後残高と記載してございますが、その行につきましては、前年度における未処分利益剰余金処分後の残高を表しております。

次に、当年度末残高としまして、決算書の表中の最下段になりますが、こちらにつきましては、当年度未処分利益剰余金の処分前残高を表しているところでございます。次に4の貸借対照表、税抜きとなりますが、まず最初に、固定資産の合計額としましては12億5,410万1,899円。前年よりも3,264万7,666円減少しております。要因としましては、有形固定資産における減価償却累計額の増加による減少となっております。

次に流動資産合計としましては、2億5,969万2,407円となっております。前年よりも612万499円増加しております。主な要因としましては、収益的支出の減少及び企業債償還額の減少による増加となっております。

次にキャッシュ・フロー計算書ですが、業務活動、投資活動、財務活動における各キャッシュ・フローの合算により、期末における資金増加額としましては667万2,755円でございます。前年よりも777万5,917円増加しております。次に期末における資金残高としましては2億5,090万4,217円で、前年よりも667万2,755円増加となっております。要因としましては、減価償却費の減少、有形固定資産取得の減少、企業債償還額の減少となっております。

次に6、剰余金処分計算書(案)についてでございます。未処分利益剰余金5,768万1,898円のうち減債積立金取崩額が2,869万4,299円でしたので、こちらにつきましては自己資本金へ組み入れ予定となっております。

次に当年度分純利益でございますが、2,898万7,599円。こちらにつきましては、減債積立金へ全額積立予定としております。

次に8、工事費、こちら税込みでございますが、昨年度の工事費につきましては4,607万4,451円でございます。前年よりも603万3,751円増加しております。工事費の金額のうち、メーター交換費が占める金額としましては182万1,600円でございます。前年よりも225万7,400円減少となっております。

次に修繕工事等でございますが、684万4,651円でございます。前年よりも137万1,730円減少となっております。

次に9番、業務ですが、給水戸数3,548戸で、前年より47戸減。給水人口8,814人で、前年よりも55人減。期間有収水量96.7%で、前年よりも0.3%減少しております。こちらは漏水の増加が見込まれております。供給単価182.80円、前年よりも1.36円上昇。有収水量の減少に伴う上昇となっております。給水原価につきましては148.64円、前年より2.30円マイナス。こちらとも有収水量の減少に伴うものです。供給単価が給水原価を上回っているために、健全経営ができていますものとなっております。

次に10、会計でございますが、企業債です。借入れは、昨年度はございませんでした。昨年度の償還額としましては4,437万666円で、前年よりも297万4,499円減少しております。こちらは順調に償還が進んでいるものでございます。

次に年度末残高でございますが、1億4,008万8,380円起債が未償還となっております。前年と比べますと4,437万666円減少となっております。

次に事業収入です。税込みになりますが、営業収益、給水収益ですが、1億5,858万3,620円。前年度よりも436万7,900円減少しております。要因としましては、給水戸数の減少があげられます。

次にその他の営業収益につきましては、督促手数料及び開栓手数料などを計上しているところでございます。

次に営業外収益でございますが、雑収益における未納額としまして124万8,000円を計上しております。これにつきましては、下水道料金の徴収委託を上水道事業が受けておりますので、その委託料が3月31日までに入らなかったために未納額として計上しているものです。

その他、今までの説明の中の詳細な明細書を附属明細書として添付しております。

以上で説明を終わります。

日程第12 「議案第17号」 令和4年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第12、議案第17号、令和4年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本雅博君） それでは議案の66ページをお開きいただきたいと思います。

議案第17号、令和4年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度多良木町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

これから先は議案説明資料を用いて説明をさせていただきます。説明資料の11ページでございます。

令和4年度一般会計・特別会計 多良木町歳入歳出決算書を別冊として添付をしておりますが、その内訳を申し上げます。

まず歳入でございます。歳入合計といたしまして、予算現額が95億8,365万9,472円でございます。調定額が91億9,889万410円、収入済額91億2,953万8,543円、不納欠損額2,239万2,991円、収入未済額が4,695万8,876円でございます。

歳出でございます。合計といたしまして、予算現額95億8,365万9,472円、支出済額が81億2,958万4,592円、翌年度繰越額12億1,494万3,000円、不用額といたしまして2億3,913万1,880円でございます。

次に実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差引額が9億9,995万4,000円、継続費繰越額はございません。繰越明許費繰越額が5億3,959万9,000円、事故繰越繰越額182万7,000円、合計の5億4,142万6,000円でございます。実質収支額といたしましては4億5,852万8,000円でございます。

次に決算書資料に基づいて説明を申し上げます。地方財政状況調査の要領に基づいて作成をしております。この調査は、全国的に統一した視点での財政分析を行い各自治体間の財政状況を比較できる調査となっております。調査要領によりまして、金額の科目の移動等を行っているため、決算書の各款の金額と一致しない部分がございますので、ご注意願いたいと思います。

まず歳入決算額の推移でございますが、令和2年度から令和4年度の3年度分、各決算額

と伸び率、令和4年度につきましては、対前年度増減額を記載しているものでございます。まず款の1、町税でございますが、前年度と比較いたしまして5.5%、4,289万1,000円の増額となっております。主な理由といたしましては、前年の所得増加と特別徴収の過年度収納により町民税個人分所得割が1,837万1,000円増加。それから新築家屋と償却資産の取得により家屋が826万7,000円の増、償却資産610万4,000円の増加となっております。次ページにまいります。

2、地方譲与税につきましては5.2%、492万5,000円の増額です。森林環境譲与税が592万5,000円の増、地方揮発油譲与税が84万3,000円の減となっております。

3、利子割交付金56.8%、24万6,000円の減額です。

4、配当割交付金が85.4%、167万1,000円の増額でございます。

5、株式等譲渡所得割交付金につきましては36.4%で、142万2,000円の増額でございます。

次に6、法人事業税交付金につきましては73.9%、620万2,000円の増額となっております。

7、地方消費税交付金0.7%、157万7,000円の増額でございます。一般分が173万2,000円の増、社会保障財源分が15万5,000円の減額となっております。

8、環境性能割交付金20%で97万7,000円の増額。

9、地方特例交付金76.9%、1,194万3,000円の減額でございます。新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金1,045万8,000円の減額が主なものでございます。

次に10、地方交付税0.5%の減、1,780万9,000円の減です。普通交付税が976万2,000円の減、特別交付税が804万7,000円の減となっております。

次に11、交通安全対策特別交付金15.1%、13万3,000円の減額。

12、分担金及び負担金2.9%、113万3,000円の減。

13、使用料及び手数料3.4%、324万2,000円の減でございます。都市農山村交流施設使用料が345万8,000円の増、えびすの湯使用料が311万6,000円の増でございます。

次に14、国庫支出金27.2%、5億1,009万2,000円の減でございます。学校施設環境改善交付金事業で2億705万5,000円の減、子育て世帯への臨時特別給付金事業で1億3,130万円の減となっております。

15、県支出金4.3%、3,615万4,000円の減です。令和2年災農業用施設災害復旧費で6,742万8,000円の減、令和2年災林道施設災害復旧費で5,900万2,000円の増となっております。

16、財産収入50.4%、6,380万5,000円の減。立木売払収入で7,530万5,000円の減となっております。

17、寄附金18.0%、2,357万1,000円の減です。ふるさと応援寄附金で1,838万3,000円の減額となっております。

18、繰入金817.7%、2億7,519万3,000円の増額です。多良木町地域福祉基金取りくずしで2億405万5,000円の増、多良木町まちづくり寄附基金取りくずしで5,651万円の増でございます。

19、繰越金13.2%、5,976万3,000円の増額。純繰越金で1億3,498万7,000円の増、繰越事業充当財源分で7,522万4,000円の減額でございます。諸収入につきましては1%、77万1,000円の減額。町債76.7%、5億1,760万7,000円の増となっております。中学校校舎改築事業債で5億4,360万円の増、くま川鉄道災害復旧事業債で2,260万円の増でございます。合計の2.8%、2億4,696万9,000円の増額となっております。

次に歳出決算額の推移でございます。歳入と同様に記載をしているものでございます。まず1、議会費でございますが0.9%、66万3,000円の増額となっております。各委員会等旅

費 104 万 6,000 円、政務活動費 65 万 4,000 円、それぞれ増額となっております。

2、総務費 30%、4 億 842 万円。町づくり推進事業基金積立で 5 億 7,169 万 8,000 円の増、多良木町公共施設整備基金積立で 2 億円の減となっております。

3、民生費 8.6%、1 億 9,949 万 1,000 円の減額でございます。子育て世帯への臨時特別給付金で 1 億 3,080 万円の減、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金で 8,460 万円の減でございます。

4、衛生費 2.2%、1,552 万円の増です。保健センター空調・換気システム整備工事で 3,199 万 7,000 円の増、人吉球磨広域行政組合汚泥再生処理センター公債費で 1,703 万 6,000 円の減となっております。

次 6、農林水産業費で 3.7%、2,404 万 8,000 円の増でございます。林業・木材産業振興施設等整備事業補助で 2,426 万 2,000 円の増、酪農飼料高騰特別対策事業補助で 1,614 万 7,000 円の増でございます。

7、商工費で 50.9%、1 億 1,771 万 4,000 円の減です。暮らし応援事業交付金で 9,038 万 6,000 円の減、新型コロナウイルス感染症感染防止対策設備等導入補助で 2,394 万 3,000 円の減でございます。

8、土木費 27.2%、1 億 7,847 万 1,000 円の減です。社会資本整備総合交付金道路事業費で 7,107 万円の減、町営住宅口ノ坪団地建設事業で 6,267 万 7,000 円の減。

9、消防費 1.5%、405 万 7,000 円の増です。防災トイレ等整備事業で 1,525 万円の増、指定避難所整備事業で 1,171 万 2,000 円の減となっております。

10、教育費 9.4%、1 億 896 万 3,000 円の減。中学校校舎改築事業費で 1 億 1,853 万 1,000 円の減、教育施設空調・換気システム整備事業で 861 万 6,000 円の増でございます。

11、災害復旧費 37.1%、1 億 3,162 万 1,000 円の減です。公共土木施設災害復旧費で 1 億 4,395 万 5,000 円の減、農業用施設災害復旧費で 9,202 万円の減、林業用施設災害復旧費で 8,189 万円の増となっております。

12、公債費 7.4%、4,466 万 2,000 円の増でございます。元金が 4,668 万 1,000 円増、利子が 201 万 9,000 円の減でございます。合計、全体で 2.9%、2 億 3,889 万円の減となっております。

次に節別の合計でございますが、1、報酬 7.7%、1,268 万 4,000 円の増です。これ会計年度任用職員で 999 万 8,000 円の増、消防団員で 517 万 6,000 円の増となっております。給料につきましては 0.3%、141 万 7,000 円の減。職員で 309 万 9,000 円の減、特別職で 168 万 2,000 円の増となっております。職員手当等、合計でございますが 0.6%、189 万 7,000 円の減でございます。主なものといたしましては期末勤勉手当 635 万 2,000 円の減、扶養手当で 166 万 7,000 円の減、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で 644 万 7,000 円の減、衆議院議員選挙で 413 万 2,000 円の減となっております。

次 4、共済費でございますが 4.4%、714 万 1,000 円の減です。職員共済で 803 万 7,000 円、社会保険料で 233 万 6,000 円の減でございます。逆に、職員共済会計年度任用職員分につきましては 353 万 9,000 円の増額となっております。

次に報償費です。10.4%、379 万 5,000 円の減。ふるさと納税謝礼で 351 万 9,000 円の減、出生祝金で 130 万円の減でございます。

次に 8、旅費です。9.1%、81 万 5,000 円の増額でございますが、費用弁償におきましては分団長会外出動手当が 210 万 7,000 円の減額となっております。

次、公債費 107.7%、22 万 4,000 円の増額です。町長交際費、議会交際費ともに増額となっております。

次に需用費でございます。全体で 4.1%、934 万 9,000 円の増額です。消耗品費におきましては 20.2%、1,268 万 4,000 円の減額です。球磨川水系防災・減災事業で 830 万円の減、

教育振興費で369万円の減でございます。飛びまして印刷製本費21.6%、236万5,000円の増額でございます。環境衛生費で78万5,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で71万1,000円、ともに増額となっております。

次ページをお開きください。光熱水費でございますが13.7%、925万2,000円の増です。えびすの湯で723万2,000円、学校管理費で52万3,000円の増額となっております。修繕料ですが13.1%、953万7,000円。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で738万4,000円の増、公共土木施設応急復旧費で494万2,000円の増額でございます。賄材料費で225.6%、18万5,000円の増ですが、災害対策費で9万9,000円、えびすの湯で8万6,000円の増額となっております。医薬材料費3.2%の減ですが、1万4,000円の減です。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で3万5,000円の減額でございます。

次に役務費11.1%、730万8,000円の減額です。立木搬出手数料で698万7,000円の減額でございます。

次12、委託料10.7%、8,174万9,000円の減です。中学校校舎改築設計業務等委託8,922万7,000円の減、伐木造材搬出事業委託2,387万9,000円の減でございます。

使用料及び賃借料につきましては2.9%、300万2,000円の増です。ネットワーク強靱化用機器リース料で298万2,000円の増です。

14、工事請負費30%、4億1,102万2,000円の減です。令和2年災公共土木施設災害復旧工事で1億4,602万4,000円の減、庁舎空調・換気設備整備工事1億2,229万3,000円の減です。

次に原材料費ですが33.4%、46万8,000円の減です。単独土地改良事業資材、町道維持補修用資材ともに減額となっております。公有財産購入費で38.9%、207万4,000円の減です。町道口の坪覚井線で355万円の減、町道中島線で78万6,000円の増でございます。

次に17、備品購入費2.8%、139万2,000円の減でございます。消防積載車で668万8,000円の減額となっております。

次に18、負担金補助及び交付金でございます。9.6%、2億2,664万5,000円の減でございます。負担金におきましては0.7%、908万4,000円の増額でございます。教育・保育給付費で1,046万6,000円、国営川辺川総合土地改良事業1,022万3,000円の増額でございます。補助金におきましては19%、8,702万5,000円の減です。大久保地区農業経営高度化支援事業費補助4,120万円、それから介護基盤緊急整備特別対策事業補助で3,360万円の減となっております。交付金でございます。25.4%、1億4,870万4,000円の減です。子育て世帯への臨時特別給付金で1億3,080万円の減、暮らし応援事業交付金で9,038万6,000円の減です。

19、扶助費2.7%、1,961万3,000円の減でございます。介護・訓練等給付費で870万8,000円、児童手当で468万円、障害児通所支援事業で508万6,000円ともに減少となっております。

次に21、補償補填及び賠償金です。3.1%、97万6,000円の減。町道口の坪覚井線移転補償で1,615万円の減、社会資本整備総合交付金道路事業では1,369万7,000円の増でございます。

22、償還金利子及び割引料5.6%、3,500万7,000円の増額です。地方債元金4,668万1,000円の増、児童措置費国県補助金等返納金で909万2,000円の減でございます。

24、積立金135.1%、4億7,803万8,000円の増です。町づくり推進事業基金積立で5億7,169万8,000円の増、公共施設整備基金積立2億円の減でございます。

26、公課費5.5%、4万8,000円の減です。これ自動車重量税の減です。

27、繰出金2.2%、1,246万4,000円の減です。国保で857万1,000円、介護で223万円、下水で811万5,000円の減です。後期高齢につきましては450万1,000円、財産区195万

1,000円ともに増額となっております。合計につきましては2.9%、2億3,889万円の減額となっております。

次に普通会計決算統計による財政分析資料でございますが、まず1番目、標準財政規模41億9,446万6,000円でございます。伸び率といたしましては1.7%の減でございます。臨時財政対策債発行可能額の減少の影響によるものでございます。

2番目に、財政力指数ですが0.24で、前年度と同じでございます。

3番目、実質収支比率10.9%。0.1%の減となっております。公共施設整備基金積立の減、それから令和2年災公共土木施設災害復旧事業等の減によるものでございます。

次ページをお願いいたします。4、経常収支比率が83.1%。伸び率としましては0.7%の増となっております。これは公債費、防災無線の元金償還開始による増、人件費、退職手当負担金率の変更による増等によるものでございます。

5番目、実質公債費比率が8.5%。伸び率が0.7%の増。財政健全化判断比率報告のとおりとなっております。

次、収入の状況、1、歳入決算額の推移と重複いたしますが、5年分を資料として掲載しております。下表につきましては、町税の内訳を掲載しているところでございます。

次に参ります。7、性質別経費の状況です。歳出の節を地方財政状況調査の性質別に区分して5年分を掲載してございます。義務的経費につきましては、3.9%の減となっております。投資的経費につきましては27.5%の減。その他の経費については10.9%の増となっております。

次に参ります。8、地方債現在高の状況でございますが、地方債の種類ごとに区分して掲載をしているものでございます。合計を申し上げます。令和3年度末の現在高が57億5,143万2,000円。4年度末、1番右の方を移っていただきますと、差引現在高となっております。63億1,562万5,000円ということでございます。

9、地方債借入先及び利率別現在高の状況でございます。借入れ先、利率ごとに掲載をしているもので、利率につきましては0.5%以下が大半を占めているものでございます。

参考といたしまして、特別会計における地方債現在高の状況につきましては、下水道事業に係るものを借入れ先、利率ごとに掲載をしているものでございます。

最後でございますが、令和4年度決算における地方消費税交付金、社会保障財源化分が充てられる社会保障4経費、その他社会保障施策に要する経費についてでございます。この表にありますとおり、各事業名を記載をしているものでございます。地方消費税交付金の中の社会保障財源化分、一般財源の対象事業への案分割当て調査資料に基づくものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宇佐信行君） ここで昼食のため、暫時休憩をとりたいと思います。午後は1時より開会いたします。

(午前11時54分休憩)

(午後01時00分開議)

日程第13 「議案第18号」 令和4年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定） 歳入歳出決算の認定について

○議長（宇佐信行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第13、議案第18号、令和4年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君） それでは、議案は67ページになります。

議案第 18 号、令和 4 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

内訳につきましては、議案説明資料の方で説明させていただきます。こちらをお開きください。議案説明資料の 16 ページになります。

主な内容でございます。令和 4 年度末国民健康保険加入世帯数は 1,392 世帯、前年度対比 37 世帯の減となっております。また国民健康保険加入被保険者数は 2,209 人、前年度対比 118 人の減となっております。

歳入総額 12 億 8,177 万 1,673 円、前年度比 1 億 5,807 万 9,436 円の減と。歳出総額 11 億 9,546 万 336 円で、前年度比 1 億 6,559 万 2,189 円の減となっております。歳入歳出差引額が 8,631 万 1,337 円で、この額が令和 5 年度の繰越金となっております。

次に事項別明細書の主なものでございます。まず歳入を申し上げます。款の 1、項の 1、目の 1、一般被保険者国民健康保険税調定額が 3 億 1,297 万 8,347 円、収入済額 2 億 3,214 万 8,740 円、対前年比 219 万 3,226 円の増となっております。収納率でございますが、現年度課税分 97.49%、前年度より 0.49%増加しております。滞納繰越分 11.43%、前年度より 2.03%増加しております。不納欠損額につきましては 663 万 5,740 円になっておりまして、地方税法第 15 条の 7 による不納欠損処分 18 名分でございます。この 18 名分の内訳が生活困窮 10 名、財産なし 6 名、居所不明 2 名となっております。

次に款の 3、項の 1、目の 1、保険給付費等交付金、収入済額 8 億 8,054 万 9,508 円、前年度比 1 億 4,569 万 9,021 円の減です。そのうち節の 1、普通交付金 8 億 4,159 万 5,508 円で 1 億 4,681 万 8,021 円の減となっております。これは療養給付費等の保険給付費が減少したためということになっております。

続きまして款の 5、項の 1、目の 1、一般会計繰入金、収入済額 8,392 万 7,595 円、前年度比 778 万 1,017 円の減です。保険税軽減分・保険者支援分の対象者が 1,368 名となっております。また未就学児均等割保険料繰入金、令和 4 年度より新規に始まっておりますけれども、その対象者が 45 名というふうになっております。あと出産育児一時金 2 名、こちらの方は前年度より 6 名減っております。

次に款の 7、項の 3、目の 5、雑入です。収入済額 384 万 6,865 円、前年度比 383 万 1,518 円の増です。これは令和 3 年度診療報酬精算によるものになります。

次に歳出を申し上げます。款の 2、項の 1、目の 1、一般被保険者療養給付費、支出済額 7 億 3,286 万 9,199 円、前年度比 1 億 2,486 万 895 円の減です。これは病院受診時の町の負担分となっております。

次に款の 2、項の 2、目の 1、一般被保険者高額療養費で、支出済額が 1 億 1,021 万 1,697 円、前年度比 2,041 万 4,310 円の減です。こちらは医療費の限度額を超えた分の町の負担分となっております。

次に款の 3、国民健康保険事業費納付金でございます。支出済額 3 億 661 万 6,809 円、前年度比 1,577 万 3,871 円の減です。県から示された納付額を支出しておるものでございます。

次のページになります。款の 6、保健事業費、支出済額 2,577 万 1,191 円で、前年度比 216 万 821 円の減となっております。内訳としまして、国保被保険者に対する保険事業、医療費通知、特定健診、人間ドック等などになりますが、それに関する支出になっております。特定健診の受診率を申し上げますと、62%というふうな数字になってます。

次に款の 7、項の 1、目の 1、国民健康保険給付基金積立金になります。支出済額 2,000 円、前年度比 230 万円の減です。基金利子相当分を積立しておりまして、積立後の基金残

高は1億7,798万1,000円となっております。

次に款の8、諸支出金です。支出済額626万9,300円、前年度比352万8,000円の増です。この内訳としまして、保険税の還付、直営診療施設勘定繰出金等に関する支出であります。保険税の還付が24件、直営診療施設勘定繰出金が512万5,000円、こちらは前年度比392万円の増となっております。この内容につきまして、公立多良木病院企業団へ繰出となっております。さらに内容が、医師等の確保支援事業100万、療養環境の改善事業137万5,000円、直営診療施設整備事業が275万円となっております。

以上で説明を終わります。

日程第14 「議案第19号」 令和4年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定） 歳入歳出決算の認定について

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第14、議案第19号、令和4年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君） それでは、議案の68ページになります。

議案第19号、令和4年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

内訳につきましては、議会説明資料の方で説明いたしますので、そちらをお開きください。ページは18ページになります。

主な内容でございますが、槻木診療所運営費として公立多良木病院企業団へ委託しております。

歳入総額746万7,800円、前年度比86万9,000円の減でございます。歳出総額745万5,400円、前年度比86万9,600円の減となっております。歳入歳出差引きが1万2,400円でありまして、この額が令和5年度の繰越金というふうになります。

なお、診療日につきましては、毎週火曜日1時から17時、13時から17時まで、診療日数につきましては46日間ありました。受診者数は260名延べ人数でございます。なお、1日当たりに換算しますと約6名というふうになっております。

○議長（宇佐信行君） すいません、ちょっと暫時休憩いたします。

（午後01時14分休憩）

（午後01時15分開議）

○議長（宇佐信行君） 休憩前に引き続き会議をいたします。

○住民ほけん課長（竹下政孝君） では続きまして、事項別明細書の主なものを申し上げます。まず歳入でございます。款の1、項の1、目の1、へき地診療所運営費県補助金、収入済額が538万1,000円、前年度比8万4,000円の減となっております。

次に款の2、項の1、目の1、一般会計繰入金、収入済額が207万5,000円、前年度比79万円の減となっております。

最後に歳出を申し上げます。款の1、項の1、目の1、一般管理費、支出済額が745万5,400円、前年度比86万9,600円の減となっております。この支出済額の内訳としまして、槻木診療所運営委託料がございます。令和4年度は600万支出しております。前年度と比べて150万円減額となっております。

以上で説明を終わります。

日程第 15 「議案第 20 号」 令和 4 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定
について

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第 15、議案第 20 号、令和 4 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君） それでは、議案第 20 号、令和 4 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

内容につきましては、議案説明資料の方でさせていただきたいと思っておりますので、そちらの方に移っていただきたいと思います。こちら 19 ページになります。

主な内容といたしまして久米財産区管理会の運営費、財産区有林約 485 ヘクタールの管理、分収造林約 30 ヘクタールの管理のほうを行っております。

歳入歳出決算書の方から歳入でございます。歳入合計、予算現額 910 万 7,000 円、調定額 915 万 4,416 円、収入済額 915 万 4,416 円。令和 3 年度の収入済額が 1,658 万 8,963 円であり、前年度比 743 万 4,547 円の減額となっております。主な要因といたしまして、原木価格の安価、間伐面積の減少が要因と思われま。

続きまして歳出になります。歳出合計、予算現額 910 万 7,000 円、支出済額 814 万 8,107 円。令和 3 年度支出済額が 1,400 万 7,671 円であり、前年度比 585 万 9,564 円の減額となっております。主な要因といたしまして、作業道の修繕がなかったことと、間伐面積等の減少により作業費の減少となっております。歳入歳出差引残額、令和 3 年度 258 万 1,292 円、令和 4 年度 100 万 6,309 円、前年度比 157 万 4,983 円の減額となっております。

続きまして事項別明細書の主なものをご説明いたします。まず歳入ですけれども、款の 1、項 2、目 1、不動産売払収入、節 1、その他不動産売払収入、収入済額 330 万 2,829 円。間伐搬出事業、花立地区になりますけれども、3.61 ヘクタールの間伐事業による原木等の売払収入となっております。

続きまして款の 2、項の 1、目の 1、財産区基金繰入金、節 1、基金繰入金、収入済額 127 万 5,000 円。久米財産区積立基金からの繰入金となっております。

続きまして款の 2、項の 2、目の 1、一般会計繰入金、節 1、一般会計繰入金、収入済額 195 万 1,000 円。久米財産区が事業主体となり間伐等森林整備促進対策事業の補助金申請ができないため、多良木町が代理申請を行い、補助金を一般会計から久米財産区特別会計へ繰入れしたのになります。

続きまして款の 3、項の 1、目の 1、繰越金、節 1、繰越金、収入済額 258 万 1,292 円。前年度繰越金となります。

続きまして歳出の方になります。款の 1、項の 1、目 1、管理会総務費、支出済額 236 万 9,118 円。久米財産区管理会運営費となります。前年度比 130 万 155 円の増額となっておりますが、任期 4 年に 1 回の先進地研修が実施されております。また、会計年度任用職員人件費の半額を、1 人分の半額になりますけれども、そちらを一般会計へ繰り出しをしていることが主な要因となっております。節 1、報酬、支出済額 99 万 4,000 円。久米財産区管理会委員の報酬となっております。節 27、繰出金、支出済額 115 万 8,000 円。会計年度任用職員人件費 1 人分の半額を一般会計へ繰り出しをしております。

続きまして款の 2、項の 1、目の 1、財産造成管理費、支出済額 447 万 3,989 円。久米財産区有林の造林事業関係の経費となっております。前年度比 553 万 719 円の減額となってお

りますが、利用間伐による面積、出材量の減少が主な要因となっております。その中で節11、役務費、支出済額 84 万 3,117 円。間伐搬出事業の原木販売に伴う原木市場、多良木町森林組合の販売手数料等ということで 37 万 9,070 円、森林保険掛金ということで、30.5 ヘクタール分で 46 万 4,047 円の方をお支払いしております。

続きまして節 12、委託費、支出済額 351 万 5,896 円。伐出費、土場から市場までの運搬経費の方で 61 万 9,564 円。間伐等森林整備促進対策事業、こちらが伐採から土場集材までになりますけれども、こちらの方が花立地区をやっておりますして 263 万 2,000 円。森林監視等委託ということで 2 人分になりますが、26 万 4,332 円となっております。

節 18、負担金補助及び交付金、負担金で 7 万 778 円。森林認証管理審査負担金としまして、審査経費を多良木町、久米財産区、多良木町森林組合の管理面積割で支出をしております。久米財産区的面積割といたしましては 11.56%で 6 万 2,778 円となっております。

続きまして款 2、項 2、目 1、森林研究・整備機構分収造林受託事業費 1 万 4,000 円となっております。久米財産区、森林研究・整備機構、多良木町森林組合と分収造林の契約を締結しております。その中で造林事業の費用につきましては森林研究・整備機構の方で全額負担する事業ではありますが、令和 4 年度については造林事業の方を行わなかったため、旅費だけの支出ということになっております。節 8、旅費 1 万 4,000 円。担当者会議の方に出席をしております。

続きまして款の 3、項の 1、目の 1、積立金 129 万 1,000 円。久米財産区基金積立金となります。

実績収支に関する調書 1、歳入総額 915 万 4,416 円、2、歳出総額 814 万 8,107 円、3、歳入歳出差引額 100 万 6,309 円、翌年度へ繰越すべき財源といたしましてはゼロになっております。実質収支額としまして 100 万 6,309 円、繰越金となります。

続きまして一番下になりますけれども、久米財産区基金残高の方をお知らせしときたいと思っております。令和 3 年度末におきまして 2,758 万 9,152 円、令和 4 年度末におきまして 2,760 万 5,152 円、差額といたしまして 1 万 6,000 円の増となっております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

日程第 16 「議案第 21 号」 令和 4 年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第 16、議案第 21 号、令和 4 年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） 議案第 21 号でございますが、議案のページで 70 ページでございます。

議案第 21 号、令和 4 年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

これより先は議案説明資料にて説明させていただきます。説明資料の 21 ページになります。

主な内容としましては、令和 4 年度末下水道接続件数としまして 2,040 件でございます、前年度比 13 件のマイナスとなっております。

歳入総額 3 億 2,607 万 3,320 円、前年度よりも 1,145 万 1,962 円増加しております。歳出総額としまして 3 億 67 万 8,567 円、前年度より 971 万 5,197 円増加しております。実質収

支としまして 2,539 万 4,753 円が令和 4 年度の収支となっております。こちらにつきましては、翌年度へ繰越となります。

事業別明細の主なものについて説明いたします。まず歳入です。款 2、項 1、目 1、下水道使用料です。調定額 1 億 2,370 万 5,260 円に対し収入済額 1 億 2,031 万 1,430 円で、前年度と比較しまして 183 万 8,390 円減少しております。主な要因としましては、下水道使用件数及び算定人員の減少によるものでございます。

次に款 4、項 1、目 1、繰入金、収入済額 1 億 6,315 万 9,000 円でございます。前年度より 811 万 5,000 円減少しております。こちらは起債償還額の減少によるものです。

次に款 7、項 1、目 1、下水道債、収入済額 1,800 万。前年度より 1,300 万円増となっております。主な要因としましては、流域下水道事業債の借入が 400 万円、ちなみに前年度、令和 3 年度においては借入がありませんでしたので、400 万円増と。それと公営企業会計適用債の借入増で 1,400 万円と、前年度よりも 500 万円多く借入しているということになっております。

次に歳出でございます。款 1、項 1、目 1、下水道整備費、支出済額 1,312 万 2,174 円。前年よりも 513 万 3,475 円増加しております。こちらは先ほどの歳入でもございましたが、球磨川流域の下水道事業負担金で、その部分が令和 3 年度になかったものが 4 年度にはあるということで 449 万 6,000 円増となっております。

次に款 2、項 1、目 1、一般管理費、支出済額 3,283 万 3,312 円。前年度より 710 万 5,149 円増加しております。こちらは地方公営企業法適用のための支援業務委託並びにシステム改修委託によるもので増となっております。

次に款 2、項 2、目 1、公共下水道維持管理費、支出済額 9,547 万 5,754 円。前年度よりも 215 万 510 円増加しております。こちらは汚水処理負担金の増加によるものです。

次に款 3、項 1、公債費です。支出済額 1 億 5,924 万 7,327 円。前年度よりも 467 万 3,937 円増加です。こちらは原因としましては、起債の元金及び利子の償還額の減少によるものとなっております。

最後に基金の状況ですが、令和 4 年度決算時における基金は 1 億 8,710 万 9,000 円となっております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

日程第 17 「議案第 22 号」 令和 4 年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第 17、議案第 22 号、令和 4 年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） それでは、議案第 22 号、令和 4 年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。ページは 71 ページでございます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

詳細につきましては、議案説明資料でご説明申し上げます。

主な内容でございますが、介護保険の状況についてご説明申し上げます。介護保険第 1 号被保険者数、年度末現在 3,841 名。前年度比 53 名の減でございます。要介護等認定者数、年度末現在 707 名。内訳としまして要支援 1、25 名、要支援 2、117 名、要介護 1、112 名、要介護 2、143 名、要介護 3、137 名、要介護 4、108 名、要介護 5、65 名でございます。認定率は 18.4%でございました。

収支の状況でございますが、収入済額 16 億 7,615 万 8,523 円、前年度比 1,058 万 3,602 円の増でございます。支出済額 15 億 1,530 万 7,994 円、前年度比 1,608 万 5,850 円の減でございます。歳出減の主な要因でございますが、保険給付費の減でございます。前年度比 2,117 万 3,064 円の減でございました。

次に事業別明細書の主なものについてご説明申し上げます。まず歳入でございます。款 1、項 1、目の 1、第 1 号被保険者保険料、収入済額 2 億 7,508 万 6,480 円、前年度比 65 万 8,048 円の増。収納率としまして節 1、現年度分特別徴収保険料 100%、節 2、現年度分普通徴収保険料 93.4%、節 3、滞納繰越分普通徴収保険料 11.2%でございました。不納欠損額 27 万 1,700 円、6 名分で、内訳としまして所在不明 2 名、生活困窮 4 名でございます。

次に款の 3、項の 1、国庫負担金、収入済額 2 億 5,475 万 3,268 円。収入済額のうち、次年度返還予定額が目の 1、介護給付費負担金、節 1、現年度分 750 万 6,971 円でございます。

次に款の 3、項の 2、国庫補助金、収入済額 1 億 6,471 万 8,785 円。収入済額のうち、次年度返還予定額 159 万 9,327 円。返還予定額の内訳につきましては、説明を割愛させていただきます。

次に款の 4、項の 1、支払基金交付金、収入済額 3 億 8,656 万 5,000 円。収入済額のうち、次年度返還予定額 246 万 619 円。款の 5、項の 1、県負担金、収入済額 2 億 1,077 万 7,425 円。収入済額のうち、次年度返還予定額は 741 万 6,298 円でございます。

款の 5、項の 2、県補助金、収入済額 1,341 万 2,167 円。収入済額のうち、次年度返還予定額 80 万 3,329 円。

款の 7、項の 1、一般会計繰入金、収入済額 2 億 3,618 万 1,000 円。収入済額のうち、次年度返還予定額は 1,084 万 9,022 円でございます。次年度返還予定額総額でございますが、3,063 万 5,566 円を予定しております。

款の 8、項の 1、繰越金、収入済額 1 億 3,418 万 1,077 円、前年度比 2,848 万 8,978 円の増でございます。

次に歳出に移ります。款の 1、総務費、支出済額 1,774 万 2,150 円、前年度比 188 万 6,553 円の減でございます。減の主な要因でございますが、項の 3、目の 1、認定調査等費、節 11、役務費、手数料、こちら主治医意見書作成手数料でございますが、前年度比 130 万 1,180 円の減でございます。主治医意見書作成依頼件数でございますが、令和 4 年度が 726 件、令和 3 年度が 1,016 件、前年度比 290 件の減でございます。

款の 2、保険給付費、支出済額 13 億 8,675 万 5,990 円、前年度比 2,117 万 3,064 円の減でございます。減の主な要因でございますが、項 1、目 1、介護サービス等諸費、節 18、負担金補助及び交付金、介護サービス給付費、前年度比 1,453 万 4,420 円の減でございます。項の 3、目の 1、高額介護サービス等諸費、節 18、負担金補助及び交付金、高額介護サービス費、前年度比 202 万 912 円の減でございます。項の 6、目の 1、特定入所者介護サービス等費、節 18、負担金補助及び交付金、特定入所者介護サービス費、前年度比 457 万 8,425 円の減でございます。

次に款の 3、地域支援事業費、支出済額 8,125 万 6,759 円、前年度比 543 万 6,643 円の増でございます。地域支援事業のうち、前年度比支出の差が大きかったものとしまして、項の 1、目の 1、介護予防・生活支援サービス事業費、前年度比 85 万 3,424 円の減。減の主な要因でございますが、第 1 号訪問事業件数の減、令和 4 年度 270 件、令和 3 年度、すいません、数字が入っておりませんが 323 件で、前年度比 53 件の減でございます。

項の 2、目の 1、一般介護予防事業費、前年度比 268 万 5,960 円の増。増の主な要因としまして、感染対策を図ることで、前年度より筋力アップ教室等の開催回数が増となったことによる委託料の増及びフレイル予防対策事業システム導入委託による増でございます。

項の 3、目の 1、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、節 12、委託料、上球磨地

域包括支援センター運営委託料、前年度比 193 万 7,299 円の減でございます。減の主な要因でございますが、職員 1 名中途退職による人件費の減でございます。

項の 3、目の 5、認知症総合支援事業費、節 12、委託料、前年度比 587 万 8,844 円の増。増の主な要因としまして、職員の配置転換による人件費の増でございます。

項の 3、目の 6、地域ケア会議推進事業費、節 12、委託料、地域ケア会議推進事業委託料、前年度比 229 万 3,601 円の減。減の主な要因でございますが、予算配分割合の変更による減でございます。

款の 4、項の 1、基金積立金、支出済額 932 円。基金利子分を積立てております。基金残高につきましては 4,660 万 3,932 円でございます。

次に款の 5、諸支出金、支出済額 2,955 万 2,163 円。主な支出でございますが、項の 1、目の 2、償還金、節 22、償還金利子及び割引料、国県補助金等返納金、支出済額 1,713 万 220 円でございます。内訳としまして、令和 3 年度事業費精算分が 1,707 万 9,790 円、令和元年度事業費精算分が 6,000 円、平成 30 年度事業費精算分が 3 万 5,515 円、平成 29 年度事業費精算分が 8,915 円ございました。

項の 2、目の 1、一般会計繰出金、支出済額 1,157 万 8,003 円。内訳としまして、令和 3 年度決算に伴います一般会計からの繰入分精算分でございます。介護給付費負担分 590 万 7,659 円、地域支援事業分 138 万 9,139 円、事務費分 186 万 1,205 円でございます。それに一般会計介護給付適正化事業に対する繰入分精算分として 242 万円ございました。

実質収支に関する調書。歳入総額 16 億 7,615 万 9,000 円、歳出総額 15 億 1,530 万 8,000 円、歳入歳出差引額 1 億 6,085 万 1,000 円、実質収支額同額でございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 18 「議案第 23 号」 令和 4 年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第 18、議案第 23 号、令和 4 年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君） それでは、議案は 72 ページになります。

議案第 23 号、令和 4 年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

内訳につきましては、議案説明資料の方で説明いたしますので、そちらの方をお開きください。

それでは、主な内容でございますが、令和 4 年度末の後期高齢者被保険者数は 2,098 人、前年度対比 1 名の減です。歳入総額 1 億 7,226 万 7,047 円、前年度比 1,657 万 5,737 円の増。歳出総額 1 億 7,081 万 5,076 円、前年度比 1,637 万 9,126 円の増となっております。歳入歳出差引額が 145 万 1,971 円で、この額が令和 5 年度繰越金というふうになっております。

次に、事項別明細書の主なものになります。まず歳入でございます。款の 1、項の 1、後期高齢者医療保険料、調定額 1 億 729 万 1,500 円、収入済額 1 億 720 万 1,980 円、前年度比 1,086 万 5,720 円の増となっております。収納率につきましては、まず現年課税分でございますが、100.04%、前年度比 0.23%減少。また滞納繰越分につきましては 50.07%、前年度比 9.25%減少した結果となりました。令和 4 年度から保険料率が改定されたため、収入済額が増加しております。

次に款の 3、項の 1、目の 1、事務費繰入金、収入済額 180 万 4,736 円。こちらは前年とほぼ同額になっております。内容としまして、後期高齢者医療制度に係る事務費に対する繰入金です。

次に款の 3、項の 1、目の 2、保険基盤安定繰入金、収入済額 5,501 万 9,700 円、前年度比 444 万 9,678 円の増。こちらは保険料軽減分に対する繰入となっております、県と町がそれぞれ負担するものでございます。

次に款の 5、項の 4、目の 1、後期高齢者医療連合受託事業収入、収入済額が 638 万 2,911 円、前年度比 55 万 3,755 円の増。こちらは後期高齢者広域連合受託事業、特定健診などになりますが、そちらの分の収入でございます。

次に歳出を申し上げます。款の 1、総務費、支出済額が 198 万 7,194 円、前年度比 21 万 4,312 円の増。後期高齢者医療制度事務に関する支出ということで、前年度法改正により、保険証を 2 回発送の方をしておりますして、それに伴いまして増加したものです。

次に款の 2、項の 1、目の 1、後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額 1 億 6,239 万 140 円、前年度比 1,565 万 5,018 円の増となっております。内訳としまして、被保険者保険料負担金 1 億 737 万 440 円。また保険基盤安定負担金 5,501 万 9,700 円となっております。

次に款の 3、項の 1、目の 1、健康審査費、支出済額が 629 万 9,542 円、前年度比 47 万 5,796 円の増でございます。特定健診等に関する支出でございます、特定健診の受診率が 32.19%、前年度比 1.86%増化しております。歯科口腔健診受診率につきましては 7.49%、前年度比 1.52%の増ということで、いずれも増加しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（宇佐信行君） 以上で、日程第 5、議案第 10 号から日程第 18、議案第 23 号までの説明が終わりました。

以上の議案については、9 月 11 日に審議・採決を行います。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

(午後 01 時 54 分散会)